

# 建設経済常任委員会

**専決処分**の報告及びその承認について

**質疑** 将来の南相馬市の企業誘致のこともあり、市長の決意を聞く。

**答弁** 今回専決処分の経緯については、当初から立地協定を結んだ企業であり、市としては雇用環境を作り出していきたい。協定に書かれていないように、市は信義則をしっかりと守ると同時に会社についても同じように守っていた。この工業団地整備も、今後、南相馬市の復興計画に基づく再生可能エネルギーの基地の一つとしての産業だと位置づけており、土地売買代金が滞っていることは残念だが、会社の事情にせよ、市としては協定に基づき、督促は督促として請求したい。

**質疑** 避難先での仕事をやめて、企業と契約をして内定した市民などに対する責任は。 **答弁** 市民が不安を抱くようなことをさせてはならないし、会社としての対応は半中間延長という措置だが、その不安によって彼らの将来に傷

がつくことの無いよう、相談窓口を設置し対応をしていきたい。

**質疑** 市の誘致企業であつて、52名内定しているが、その相談窓口を市に置かないのか。

**答弁** ふくしま就職応援センター、ハローワーク及び相双地域雇用創造推進協議会の中に、市も参画して状況を共有しながら連携して、事に当たる体制を既に作っている。さらに、市に窓口を設置することも前向きに検討したい。

**質疑** 今回の繰り上げ充用の約3億3千万円について、市は納入期限をいつとし、企業はいつまでに納入できると言っているのか。

**答弁** 県の補助金の判断については、市から言及することとはできないが、企業では、これまで公的な銀行1社と融資に関して進めていたが、新たに民間企業、民間の銀行も含め融資の話を今進めている。建設業や設備を納入する企業、銀行、ジー・エム・ジーが一体となつて、どういう形

でこの工場を立地するかというところで話を進めている。審査の結果、原案の通り可決。

平成25年度南相馬市一般会計補正予算について

**質疑** 海岸防災林造成事業について、海岸防災林の高さは、当初10mという話であつた。説明によるとそれより下がっているが、10mの考えは。

**答弁** 使用する災害ガレキ量などを算定し、どれくらいの高さにできるかを掴みたい。市が検討している一部高盛土については、現在は、災害ガレキ量の試算から海拔6.0m程度の高さを想定している

が、発生する災害ガレキ量を詳細に精査し、高さの検討をしていく。また、福島県の防災林事業の中で、さらに嵩上げをしていくことで、今県と協議を進めている。

**質疑** 県は、いつごろ海岸防災林の林帯幅を決定する見込みなのか。

**答弁** 秋ごろには、福島県による説明会等の開催を考慮しており、説明会以降用地の買収に入るので、なるべく早い時期にお願いする。

**質疑** 維持管理や、耐用年数、あるいは市と県の負担割合についても視野に入れて試

算しているのか。

**答弁**

福島県の考え方では、防災林の整備後、南相馬市に移管するという予定だが、現実的な問題をいうと、幅200m、延長13・9kmに及ぶ防災林であることから、生育するまでには相当の時間がかかるため、一定程度福島県に対して費用負担を求めている。

**質疑** 園芸産地復興支援対策事業補助金について、今後の事業展開、年次計画などの見通しと、雇用も含めた推移は。

**答弁** 原町区で3件の事業が上がっており、常時雇用については今のところ考えていないが、収穫時期等の臨時雇用について、整備事業を進める中で増やしていきたい。トマトの簡易養液栽培は、4名ほどの臨時雇用を見込んでいる。鹿島区の1認定農業者については、最大4人くらいの常時雇用をする見込み。別の認定農業者は、最大目標20人という臨時雇用もあり、各々の生産体系を確立していく。

**質疑**

(仮称)西川原災害公営住宅整備事業について、面積及び土量と、また土はどこから持ってくるのか。

**答弁**

土は市内の掘削場

から持ってきており、面積は9千220㎡、土量は、盛土材の土量として約2万2千500㎡で、不良土の掘削土量は約2千700㎡である。

**質疑** 今回の増額の部分で、骨材が8%アップとの報告だが、人件費の部分はどの程度上昇しているのか。

**答弁** 人件費では、普通作業員で1万1千700円から1万5千円で3千300円の上昇、28・2%の伸び。軽作業員は1万100円から1万2千900円で、2千800円の上昇、27・7%の伸び率である。

審査の結果、原案の通り可決。



災害公営住宅 (イメージ)

# 東日本大震災及び原発事故 対策調査特別委員会

東日本大震災により南相馬市内で発生した災害廃棄物は、約52万tと膨大な量になります。放射性物質汚染対策特措法に基づき、旧警戒区域内で発生した災害廃棄物の処理は国が実施することとしている。区域外は市が実施するが、早期処理のため可燃物は国に代行処理を要請し、国が設置する仮設焼却炉で焼却処分を予定している。

仮設処理施設では、市内発生の廃棄物を対象に破碎、選別、混合、焼却の中間処理を行い、焼却灰は当面場内保管し、その後中間貯蔵施設または管理型処分場へ搬出する計画である。現在施設建設に向けて予定地（小高区蛸沢地区大日本印刷株から寄贈された工場敷地）周辺住民の皆さんと協議を進めている。

一方、相馬市で、すでに同様の施設を設置し稼働していることから、現地調査を実施しましたので報告します。

## 中間貯蔵施設

中間処理施設は、相馬共同火力発電所に隣接する約15haの敷地に破碎機、選別機等が設置され、一時仮置き及びバックホー、ダンプなどの作業スペースが広く確保されている。

トラックで運び込まれた未選別の混合廃棄物は、敷地中央に山積みされ大型のつかみバックホーで品目別に粗選別されます。この時、思い出の品や家電等は手選別で取り除かれます。

木くず・畳くず・漁網等の可燃物は、次の工程で破碎機にかけそれぞれストックヤードに一時保管されます。

土砂類は、二次選別工程で土砂選別機、磁力選別機及び手作業により土砂、コンクリートガラ、瓦れき類に分別、一時保管されます。

事業計画では、業務の委託期間は平成23年7月から25年9月までの2ヶ年余を予定しており、設計処理量22万tに

## 仮設焼却炉

対する処理出来高は16万t、73%となっています。

中間処理施設に隣接する約2.3haの敷地に3基の仮設焼却炉、飛灰管理棟、焼却灰管理棟、管理棟、受入れヤード（広場）が設置されています。相馬市、新地町の災害可燃廃棄物の専用焼却炉として、建設着工は平成24年7月、25年2月から焼却開始、26年3月までに完了する予定です。

階段式は炉内の燃焼時間を十分確保できて安定的燃焼が可能。回転式はごみの攪拌性が高く水分を多く含む木くずも焼却可能なことから、二種の組合せにより雑多な災害可燃物に対応可能ということです。



国代行仮設焼却炉の視察（相馬市）

## 国・東電に要求書提出（7月7日 市民説明会にて）

- 原発事故の早期収束及び福島第一・第二原子力発電所をすべて廃炉とすること。
- 原子力災害を起因とする被災者の生活再建は原子力を推進してきた国及び原子力災害の原因者である東京電力株の重大な責務であり、次の項目について被害の実態に見合った迅速かつ十分な損害賠償を、完全に実施すること。
  - 精神的損害について
    - 賠償期間は、市内全域の除染が完了し、市民が安心して生活のできる環境が整うまでの間とすること。
    - 30km圏外と旧緊急時避難準備区域の賠償について、差が生じないように同様の取り扱いとすること。
  - 営業損害、就労不能損害について
 営業損害及び就労不能損害について、解除期間とは区別し、生活再建に十分な期間を補償すること。
  - 土地、建物及び家財の賠償について
    - 避難指示の早期解除や住民自らが再建へ前向きになれるように、避難指示期間と賠償金割合を切り離して実質的かつ合理的な考えのもと、全損扱いとし全額賠償すること。
 

また、家財の賠償についても、居住制限区域・避難指示解除準備区域は、帰還困難区域と賠償基準の考えが異なっていることから、すべての区域において平等になるよう帰還困難区域と同じ基準にすること。
- 特定避難勧奨地域（特定避難勧奨地点及び特定避難勧奨地点周辺地域）の被災住民のほとんどは、放射性物質への不安から避難生活をしており、土地、建物の管理ができない状況にある。このことから、特定避難勧奨地域の被災者の土地、建物及び家財の賠償については、旧警戒区域と同様の取り扱いをすること。
- 旧緊急時避難準備区域及び30km圏外については、住宅等の補修・清掃費用として30万円が一律的な賠償基準になっているが、土地・建物・家財の価値は原子力災害によって下がっているため、資産価値の減少分について賠償すること。
- 地域コミュニティに対する賠償について
 原子力災害による避難によって地域コミュニティが崩壊し、これまで築き上げてきた消防団活動、婦人会活動、お祭りなどの地域活動ができなくなり、再生が不可能なものも出ている。長年に渡って活動してきたこれらの地域活動は地域の財産であり、地域コミュニティの再生に必要な賠償を行うこと。
- 消滅時効への対応について
 被害者が賠償請求の機会を失うことのないよう、東京電力に対し、未請求者の掘り起こしや周知活動を徹底させることはもとより、将来にわたり消滅時効を主張しないことを具体的かつ明確に示すよう指導するとともに、国においても、法制度の更なる見直しを含め対応すること。
- 損害賠償金の課税の対象外について
 損害賠償金については、所得税・住民税等の課税の対象外とすること。

